

様式第4号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	第15回 西脇市子ども・子育て会議
開催日時	平成31年1月9日（水） 午後1時30分から3時まで
開催場所	西脇市役所 特別会議室
出席委員の 氏名又は人数	15名
欠席委員の 氏名又は人数	2名
出席職員の職・ 氏名又は人数	事務局7名
公開・非公開 の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	2名
議題又は 協議事項	1 （仮称）西脇市子ども条例の検討過程について 2 （仮称）西脇市子ども条例（案）について 3 その他
会議の記録（概要）	
発言者	<p>本日は、子ども条例検討部会の部会長にもご出席いただいております。</p> <p>議事1（仮称）西脇市子ども条例（案）の検討過程について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>（【資料1】に基づき説明）</p> <p>ありがとうございました。検討過程について、何かご意見はありませんでしょうか。</p> <p>議事2（仮称）西脇市子ども条例（案）について、</p>
事務局	
会長	
事務局	
会長	

<p>部会長</p>	<p>部会長から説明をお願いいたします。</p> <p>(【資料2】に基づき説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま部会長から説明がありました。ご発言がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>関係団体等からの意見が、どこに反映がされているのか、いまいわからないところがあります。どこが西脇市ならではなのか、西脇市ではどのような子どもを育てていきたいのかが少しわかりにくい感じがします。</p> <p>第2条(2)の保護者の定義ですが、今の説明ですと、血縁者と聞き取ってしまいました。血縁者ではない保護者もいるのではないのでしょうか。学校関係者においては、子どもに関する全ての施設の関係者となっていますので、全ての施設の関係者となると、児童館も子ども食堂であろうが、NPOであろうが全ての関係者かと思いますが。</p> <p>次の基本理念の第3条(2)の保護者が自信をもって、子どもと向き合い、愛情をもって育てその成長に喜びを実感することができることと切り切っていますが、それができない方もいるのに、それを切り切ってしまうのでしょうか。保護者、市民、学校園等関係者、事業者、市が役割又は責務を自覚し、連携すると書いてありますが、第6条の学校園の関係者は、保護者と地域と連携を図りとなっており、「保護者と地域」を特出ししています。理念では、ここに出ている全ての人たちが手を取り合って、子どもたちを育てようという理念と書いてありますが、あえて保護者と地域が特出ししてあるのはなぜか。事業者はいらないのかと思ってしまいました。</p> <p>保護者の役割で、第4条の(1)で、末尾が「家庭環境づくりを行うこと」「成長を見守り支えること」となっていますが、これができない人たちがいっぱいいます。前回の会議などで、委員から「0～2歳までは保護者が育てることが当たり前である」という発言もありました。それを肯定するような文言になっている</p>

のかなと思いました。

第8条の市の責務ですが、「計画的な施策を実施するものとする」となっているので、計画的な施策を実施するという事は、PDCAサイクルを取るというように聞き取れます。2で、最後必要な支援を行うものとするとなっているのですが、第9条以下すべて、行うものとすると言い切っていますが、私は行政ではありませんが、予算がいくらあっても足りませんし、そんなことは不可能だと思います。みんなで手を取り合っなければいけません。社会福祉協議会もいないのか。そうではないと思います。市民一人一人が子どもを育てるという子ども条例だと思いますが、いまいちそれが読み取れず、市がするという内容に読み取ってしまいました。

私は認定こども園を行っていますが、認定こども園も公立で行えばいいのでは？もっと言えば社会福祉協議会もいないのではないのか。すべて公立で面倒を見ればいいのではないのかという条文に読み取れてしまいます。例えば第12条も市がするのでしょうか。各種団体はいないのでしょうか。

第14条も市は子どもの居場所づくりをするとなっていますが、公立の公民館を作るのでしょうか。

第15条の交通安全指導をするとなっていますが、市が交通安全指導をするのでしょうか。それは交通安全協会に任せればいいのではないのでしょうか。各種団体と手を取りあって、ひとりひとりの市民が子どもを育てるというものが読み取れませんでした。

会長

部会長、いかがでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃる通りだと思います。ただ、第3条に基本理念をうたっています。その中で、3番目に保護者、市民、学校、事業者及び市が、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に相互に連携し協働することを、基本理念の全ての条文に通ずるところではあったのですが、そのように読み取っていただけなかったということは反省点だと思います。しかし、連携することは基本理念ですので、全てに渡る部分であるというところで、もちろ

ん、市だけで全部できることはありません。市でできることは限りがあるので、関係団体の協力を得ながら進めていきたいという先程の部会長の説明がありました通りの流れでご理解をいただきたいところです。

PDCAについても、条例で市としての方向性を定め、また、31年度までの子ども・子育て支援事業計画はこの審議会で審議を重ねて、まさにやっているところです。その次の32年度から5年間の事業計画も策定し、その中で実際に取り組んでいく内容等を、この子ども・子育て会議の中でご審議をいただきながら、方向性を出していきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

市民一人一人が子育てに関わっていくことは、その通りですので、ご意見をいただきましたが、今後パブリックコメントも行っていく中で、検討をさせていただきたいと思います。

会長

追加はありますでしょうか

部会長

私の方から回答するなら、こども福祉課長から説明がありましたように、各種関係機関が連携をしていく建前は、基本理念で表現されていることの話がありました。他市でも同じような条例が作られている中で、「市は、〇〇と連携して」と書いて表現している条例も見受けられますし、基本理念だけで表現していくというスタンスの条例もあります。部会の中で、最終的に原案を仕上げた中では、同じ表現が繰り返されることを避けた、すっきりしたものにしたという経緯もあります。市だけが重荷を背負う条例ではないということは話の中では出ました。それをいかに市民に伝えていくか、この条例と逐条も作ることでなっていますので、そこで説明をするなり、あとは、具体的な事業の中で実現していくことととらえています。

私も法律を扱っている関係もありますので、保護者が血縁だけに限るという意見がありましたが、私の説明の中で、保護者の定義、もともとは親を想定していると述べましたが、または親に代わってと、わかりにくい説明だったかもしれませんが、里親、親権代行者、未成年後見人と例を挙げましたが、実は未成年後

	<p>見人については、親族の中で、身寄りのない、監護する人も出てくることも想定をしていますし、まったく血のつながっていない、親族ではない方が、子どもを引き取って面倒を見ていることもありますので、保護者は血縁には限らないことを想定しての表現となっています。</p> <p>どこまで、条文に表現をしていくのかもありますので、逐条の解説や、役割分担の中で、市民の方にわかりやすい説明をしていきたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>委員、どうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>法律家の方は、逐条を読めばいいのではないかと聞かれますが私はあまり読みません。条文を読みます。</p> <p>明石市は分かりやすく、明石市の保護者は、里親その他、親に代わり子どもを養育するものとなっています。子どもの面倒を見る人はすべて保護者となっています。私の意見は、こんな読み方の人もいるということを知っていただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他に意見はありますか。私は医療者なので、読んでいて、医療に関する事が無いように思いました。健やかに暮らすこととは少し違ってきます。もう少し医療に関することを増やしていただければと思います。</p> <p>前文の5行目、核家族化、人間関係、希薄化が進行というのは、西脇市でもそうだとすることで書かれているのですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>「このような中であって」という部分のご指摘だと思いますが、一般的な社会情勢の一つとして、問題として挙げられるということで、検討部会で検討を進めていく中で、この後に、市についても大きなうねりの中にあることを表現していくかどうかの検討もしましたが、一般的に、近年このような状況にあるというところに落ち着きました。</p>
<p>会長</p>	<p>西脇市のことがあって、その次に全般の部分があるのは、流れがおかしいと思えます。「私たち」は誰を</p>

<p>委員</p>	<p>指すのか。市民なのか、国民なのか、流れが悪いような感じがしました。最初に社会問題がくるのが普通ではないかと思います。他に意見はありますか。</p> <p>委員が言われていたことで、安らぐことができるかどうかで、環境づくりができないところは私もつくづく思っています。</p> <p>学校関係ですので、いくら保護者に言っても直らない。保護者がほったらかしの部分が近年目立ってきています。</p> <p>第6条の部分にしても、学校園と関係者が保護者と連携とあるが、学校だけが連携を図っていかなければいけないのか。これはおかしいのではないかと思います。基本理念の(3)のところで、役割または責務を自覚しとあり、保護者の責務という部分が何も記載されていません。保護者も学校や地域と積極的に連携を図っていかなければいけないのではないのでしょうか。</p> <p>市の責務で、必要な支援を行うとありますが、何回言っても危険なところを直してもらえない、直らない現実がある中で、これをうたっているのか、疑問に思います。</p>
<p>会長</p>	<p>保護者の中にも、地域との連携を図ることの一文が必要なのではないかとということですか。</p>
<p>委員</p>	<p>双方で連携していかないと、子どもを守っていくことはできないのではないのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見としてどうでしょうか。できないこともあると思います。理念条例なので、このような方向性に向かっていくというものだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今の意見に関して、基本理念に、みんなが連携すると書いてあるのに、わざわざ特出ししているのが、問題だと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>第6条の中でも連携はいらぬのではということですね。他にご意見はありますか。どんなことでもいいです。</p>

委員	<p>先程いただいた育成基本法については、とても興味深いものだと思います。ここに今後の期待できる施策、国レベルで出ていますので、地方であればもっと手をだせるものがあるのではないかと。国レベルでこのようなことをしないといけないと思っているのですから、地方でできることがあるのであれば、地方で、西脇版でできることを入れてほしいと期待しています。</p>
会長	<p>他に意見はありますか。基本的には、みんな子どもを育てていくというものが現れている条例だと思いますので、恥ずかしくない条例にしていただければと思います。意見も出ましたので、今後の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。いただきました数々のご意見を事務局で修正をして、本素案をパブリックコメントにかけていきます。素案については、次の会議の場で配るのか、郵送で届けるのか、次の会議の日程によって決めさせていただきたいと思います。</p> <p>パブリックコメントの日程については、3月の1か月間を予定しています。以上の手続きによりまして、仮称西脇市子ども条例の本案とさせていただきたいことを、この場でお諮りさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、議事2について、ご了承いただける方は挙手をお願いします。全員挙手いただきましたので、事務局でお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。パブリックコメントの後には、皆様にご報告をさせていただきます。</p>
会長	<p>議事3「その他」について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>次回の子育て会議についてですが、パブリックコメントで諮るべき事項が多く出る場合や、少なく出る場合などがあります。その中で、会議で諮らなければいけない事項が出た場合は、4月に開催できればと思っています。3月の1か月をパブリックコメントの期間</p>

委員	<p>として、とりまとめて4月に開催できればと考えております。もし、パブリックコメントで提案が無い場合は、そのまま公表して、6月の議会に議案する形となりますのでご了解をお願いします。</p> <p>この条例の改廃は、子ども・子育て会議なのでしょうか。子ども・子育て会議のポジションですが、基本路線はこの線で、あとは加除や訂正があるかもしれませんが、パブリックコメントを踏まえたものを、委員に送付いただけると。もし疑義がある場合は、開催するのかと思っていました。変えるのであれば、開催するという話でしたので、そのように受け止めたのですが。基本的な路線が変わらなければ、変更したところについて、文章で諮ることで問題なければ、会議をしなくてもいいのではと思います。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りです。重大な変更があればということで、なければ会議そのものを省略して、報告させていただきます。</p>
会長	<p>他にご質問ありませんか。事務局よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>長時間にわたりありがとうございました。それでは、以上をもって終了いたします。ありがとうございました。</p>
問合せ先	<p>西脇市福祉部こども福祉課 電話：0795-22-3111（代）</p>